



納税システム」を利用して提出することもできます。

税務署の申告相談会場は、特に所得税の確定申告期限(3月15日火)間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただることが予想されます。申告書はご自分で作成してできるだけお早めに提出してください。申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

自分で作成してお早めに提出してください。申告書は郵便や信書便による送付で提出することもできます。

行政・公共 public
会場 産業研修ホール
川崎 和男氏・堀口 妥氏
行政相談委員
問合せ 市民相談係
☎ 32-1834

(D)
行政・公共 public

(D)
税務署からのお知らせ

(D)
▼消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は

正しくお早めに

平成22年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、3月31日(木)が申告・納付の期限となっています。

確定申告は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。作成したデータは、印刷した「書面」により提出することができます。ほか、「e-Tax(国税電子申告・登記、道路、河川、郵便、窓口サ

ビス等の業務です。相談は無料で秘密は厳重に守られます。

日 時 3月16日(水)13時～16時

会場 産業研修ホール
川崎 和男氏・堀口 妥氏
行政相談委員
問合せ 市民相談係
☎ 32-1834

赤平市では、J-ALE R Tにより伝達された情報を消防団員を招集する装置(消防団緊急伝達システム)や広報車により、住民の皆さんにお知らせします。

これらの情報を確認されたときは、テレビやラジオをつけて情報に注意し、身の安全を確保して落ち着いて行動するようにしてください。

問合せ 消防本部防災係
☎ 32-3181(内線16)

(D)
融雪期の災害に
注意しましょう！

春に向け気温の上昇により、屋根からの落雪による事故や、雪崩の発生、土砂災害、融雪水により河川が増水するおそれなどがあります。

つきましては、融雪出水期における気象情報等に注意し、非

常時の持ち出し品の準備や、避難場所を確認するなど防災態勢に万全を期されますようお願いします。

J-ALE R Tとは、総務省消防庁が運用するシステムで、緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急対応が必要な情報を

毎日の暮らしの中で、行政について苦情や意見、要望はありますか。行政相談の対象となる業務は国の行政機関、特殊法人(JRやNTT)の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サー

問合せ 北海道防災情報
http://www2.bousai-hokkaido.jp/

☎ 32-3181(内線16)

只今、まごころ商品券を購入されると
1万円購入で、500円のプレゼント!
赤平商工会議所にて発売中!!

広報 あかびら
Public information Advertising
広告を募集しています！
申込みは広報広聴係 ☎ 32-1834まで

① 平岸連絡所について
開設時間が変更となります

4月1日から平岸連絡所の開設時間が次のとおり変更となりますので、ご利用の際はお間違えのないようお願いします。

開設時間 8時30分～13時

なお、開設日や取扱業務などは、現行どおりとなります。

問合せ
平岸連絡所 ☎ 38-8102
茂尻支所 ☎ 32-2116

① 上下水道課からお知らせ
排水設備を設置しましょう

下水道管が道路に布設され、下水道を使用できるようになつた地域を「処理区域」といい、供用開始の年月日、区域などが告示されます。この区域内のご家庭などでは、台所や浴室・水洗トイレ等の汚水を公共下水道に流すため、「排水設備」を設置していただることになります。

くみ取り便所は、下水の処理を開始すべき日から3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。水洗化していない建物を所有または使用している方は、お早めに水洗化されますようお願いします。

■ 排水設備とは…

家庭等から出る汚水(台所・洗面所・浴室やトイレ等)を、市が設置した下水道施設に流すため「排水設備」といい、その維持管理は、所有者または使用者に行っています。

■ 排水設備の工事は…
工事を適正に行い、速やかに進めるため所定の資格をもつ「赤平市下水道排水設備工事指定業者」でなければ施工できません。

※不明な点はお問合せください。
問合せ 上下水道課管理係 ☎ 32-2218
参加受付を行います

① 平成23年度少額工事(物品等)
警報器を設置します

市では、平成23年度において発注する少額工事等(50万円未満の工事等)又は、少額物品(30万円未満の物品)の契約の参加希望をする業者の方を次のとおり受け付けます。

なお、平成22年度に建設工事・物品契約等の指名願いを提出している業者は、必要ありません。

提出書類

指定様式(契約管財係にあります)に納税証明書・納税状況確認書を添付してください。

受付期間 3月1日(火)～31日(木)

※なお、平成23年度中随時受付
受付及び問合せ ☎ 32-2211
契約管財係
設置期限まであと3カ月!

① 住宅用火災警報器
設置期限まであと3カ月!

住宅火災による死者を減少させるために消防法が改正され、既存住宅については平成23年5月31日までに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。

火災から大切な家族や自分自身の命を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

赤平市では、寝室と寝室のある階の階段室(直接屋外へ容易に避難できる1階などの階段室は対象外になります。)に設置する必要があります。

詳しく述べ、市のホームページをご覧いただき、消防本部予防係までお問合せください。

問合せ 消防本部予防係 ☎ 32-3181

中学校	小学校	学校別	現行	改定後	値上額
270円	220円				
300円	245円				
30円	25円				

① 防災・危機管理 e-カレッジ
問合せ 給食センター ☎ 32-3417

防災・危機管理e-カレッジとは、インターネットを利用した防災の知識や災害時の危機管理について、いつでも、誰でも無料で学習できる、総務省消防庁が提供するサイトです。

防災業務に携わる方だけではなく、広く住民の皆さんにも災害への認識や必要な知識、技術を構成されています。

是非一度、アクセスしてみてください。

学校給食費の改定について

1食当たりの学校給食費を平成23年4月1日から改定します。

給食で使用する食材が値上がりする中、献立の工夫や安価な食材の発掘などにおいて努力を

防災・危機管理 e-カレッジ
総務省消防庁
<http://www.e-college.fdma.go.jp/op.html>

小麦や食品価格などの高騰により児童・生徒の栄養価の確保が困難となり、改定することになりました。

これからも、成長期にある子ども達の心身の健全な発達のために、安心で安全な学校給食を提供してまいりますので、ご理解いただきますようお願いします。

ホテルスエヒロ●
●ナカジマ
国道12号線
歩道橋
小寺・松田法律事務所
ENEOS
三浦華園

役に立つ法の知識
Law⑤遺産分割

話し合いで決まらない場合は…

当事者同士で話がまとまらない場合は、家庭裁判所で遺産分割の調停を行う必要があります。調停で解決できない場合は、裁判官が分割方法について判断をします。これを審判といいます。ただし、預貯金を含めて審判を行うには、相続人間の合意が必要とされています。詳しい手続き等は、当事務所までご相談下さい。

どんなことでもお気軽にご相談ください

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

滝川市花月町1丁目1番10号
TEL.0125-23-8455
FAX.0125-23-8448
<http://www.kmlaw.jp>